

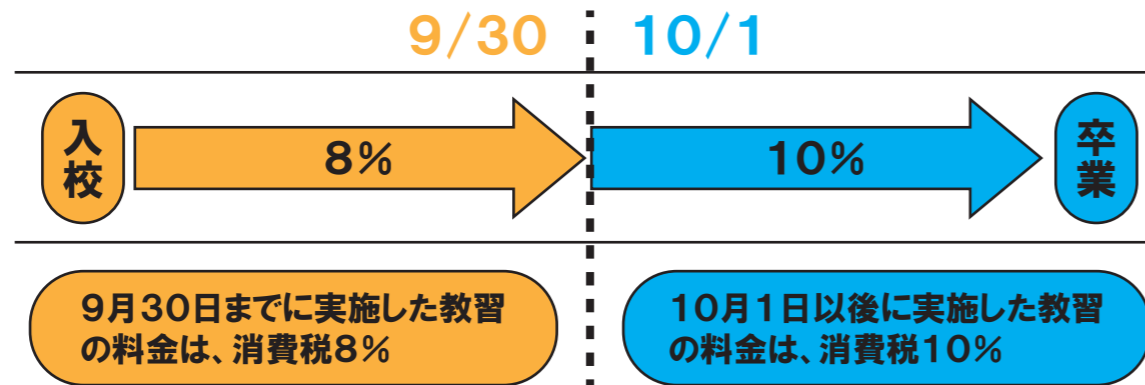
令和元年10月1日から、教習の料金にかかる消費税率は10%



指定自動車教習所では、令和元年10月1日以後の教習の料金にかかる10%の消費税額を適正に上乗せすることなどを、業界で取り決めました。そのため、教習生やその保護者の皆様におかれましては、ご理解の上、次のことにご注意ください。

10月1日以後の消費税率について

- 令和元年10月1日以後の教習の料金にかかる消費税率は、10%となります。
- 令和元年9月30日までに教習所に入所していても、10月1日以後に実施した教習の料金については、10%の消費税がかかります。



教習の料金の表示について

- 広告には、教習の料金の税抜価格と税込価格が表示されています。
- すべての教習生に最低限必要な料金のほか、追加で必要な料金やオプション料金などについても、税抜価格と税込価格が表示されています。

(表示例)

10,000円 (税込 11,000円)

税抜価格

税込価格

その他の注意事項

- (一社)全日本指定自動車教習所協会連合会(全指連)では、上記の内容について、公正取引委員会に、転嫁・表示カルテルの届出をしています。
- 仮免許試験受験手数料と仮免許証交付手数料は、公安委員会から委託を受けて受領するものですので、消費税はかかりません。
- 「10月1日以後でも消費税率は8%で済みます。」などの表示は、消費税転嫁対策特別措置法により禁止されています。このような表示を見かけたら、下記までお知らせください。

特別価格実施中!

10月からも8%のまま

こんな表示は禁止です!

(一社)全日本指定自動車教習所協会連合会(全指連)

東京都千代田区九段南2丁目3番9号 サン九段ビル4階 (TEL)03-3556-0070 (FAX)03-3556-0071